

特定鳥獣保護管理ガイドライン共通編

一般財団法人 自然環境研究センター 滝口 正明

■野生動物の保護管理の基本

●対象は野生動物

- ・非定常性、不確実性をもつ

→計画を実行しつつ、モニタリングを並行して実施して、計画や実行内容を絶えず点検、修正し、よりの確な内容にしていくというフィードバックシステム（＝フィードバック管理）が必要

■特定鳥獣保護管理計画制度

●目的

- ・人と野生動物の軋轢（＝農林水産業、生態系、生活環境被害）の軽減
- ・地域個体群の安定的な維持

●専門家や関係者の合意形成を図り、科学的・計画的な保護・管理のための目標を設定

●実行する対策

- ・個体群管理：対象とする種によって目標設定や管理手法は異なる
 - ・被害防除対策
 - ・生息環境管理
- } 各種で共通な内容が多い（カワウを除く）

→被害軽減のために、地域の状況に応じて3つを適切に組み合わせて実施する必要がある

●モニタリングの必要性

- ・モニタリングに基づき計画を評価し、必要に応じて計画や対策の見直し、再検討する

→フィードバック管理（PDCA サイクル）が必要

→効果検証がないまま、成果のない（不明な）対策を継続しても、被害は減らない

●体制・人材・予算の必要性

- ・計画を実行するためには、各主体（都道府県・市町村・地域）に体制・人材・予算が必要

●各主体の役割分担・連携の必要性

- ・都道府県、市町村、地域はそれぞれ役割を分担しつつ、相互に連携が必要

→特定計画を策定することで、役割分担、連携を図り、合意形成を容易にし、保護・管理の継続性を担保する